

# お問い合わせ Q&A

\*\*\*\*\*

## 4. 対象経費について

\*\*\*\*\*



4-1) 補助の対象となる経費は何ですか？ 機器の取付工事費用や家電処分にかかる費用は対象になりますか？



新品（未使用品）に買い換えた対象家電の本体購入価格・設置等に係る工事費（税込）が対象となります。配送費、撤去費、家電リサイクル料金は対象となりません。



4-2) レシートの内訳が税抜表示で記載されています。これに消費税をかけると小数点以下が出てしまいますが、どのように計算すればよいですか？



1円未満の消費税額が生じる場合は、小数点以下を切り捨てた額を補助対象経費としてください。



4 - 3) 対象となる家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金が出ますか？



補助の対象となる家電の台数に制限はありませんが、それぞれの家電について、家電リサイクル券排出者控の写し（LED以外）や買換え前後（設置前後）の写真（LEDのみ）の提出ができれば、本体購入価格・設置等に係る工事費（税込）の2分の1（1台あたり上限10万円、1世帯あたり上限15万円）の補助金が出ます。また、LED照明器具と他の対象家電をまとめ買いされる場合には、申請様式が異なるため、別々に領収書を作成してもらってください。



4 - 4) 購入時に使用したクーポン等による割引額は購入費用に含まれますか？



交付対象経費は、割引後の実支出額です。  
本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引等を使用して値引かれた場合）は、割引後の支払額を交付対象経費として計算します。



4 - 5) 購入に伴い付与される各種ポイントは、購入費用から減額されますか？



購入費用から減額しません。  
支払金額に応じて付与される各種ポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については、補助金額の算定で考慮しません。



4 - 6) クレジットカードや電子マネー、コード決済などで支払った場合、補助の対象となりますか？



補助の対象となります。ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店舗に領収書の発行についてお尋ねください。



4 - 7) 機器の取付工事費用も購入費用の対象になりますか？



対象になります。 Q4 - 1 参照



4 - 8) 家電の処分費は対象になりますか？



対象になりません。 Q4 - 1 参照



4 - 9) 家電の処分方法を教えてください。



エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、テレビは家電リサイクル法の対象製品となります。新しい製品を購入するお店に、引き取りを依頼していただくか、次のサイトをご確認のうえ、処分をお願いします。

→ <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/23/13695.html>

蛍光灯器具は蛍光管（灯）を外し、「金属類及び破碎ごみ」へ。

蛍光管（灯）は、「処理困難ごみ」へ。

※注意事項がありますので、詳しくは次のサイトをご確認ください。

→ <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/23/26300.html>



4 - 10) 家電リサイクル法（正式名称は特定家庭用機器再商品化法）とはどのような法律ですか？



一般家庭等から排出された家電製品（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、洗濯機等）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。